

久喜市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した認可地縁団体について、同条第11項の規定に基づく告示事項の変更の届出があったため、同条第10項後段の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月24日

久喜市長 梅田 修 一

	変 更 後	変 更 前
代表者の住所、氏名	久喜市桜田 <u>2丁目13番7</u> 川 崎 大 貴	久喜市桜田 <u>1丁目28番24</u> 小 山 潤一朗

注) 下線部分が変更箇所